

東京都産業労働局に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成25年12月12日(火)11:00~12:00

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 108会議室

〈産業労働局 出席者〉

産業労働局 雇用就業部 就業推進課
同

〈東京LD親の会連絡会 出席者〉

けやき 5名
にんじん村 3名

要望書回答【就労・雇用関係要望項目】

1. 職業教育の充実と、求職活動への支援について

- (1) 特別支援学校以外の中学校、高等学校に在籍するLD等発達障害児・者に対する職業教育の充実と、求職活動への支援を強化してください。
- (2) 就職活動セミナーや企業合同説明会、職場体験実習等を引き続き実施し、充実させてください。

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局では、障害者雇用の理解促進を図るため、障害者雇用制度や各種支援機関等の情報を掲載している「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、普及啓発に努めています。

特別支援学校以外の都立高等学校へも、「障害者雇用促進ハンドブック」を送付し、障害者雇用に関する情報提供を行っているところです。

また、東京しごと財団において、障害のある方の一般就労に向けて、普及啓発のためのセミナーから、職業意識を啓発するための就活セミナー、さらには、職場体験実習の場の提供や、企業合同説明会など各種支援を行っております。

障害者就活セミナーでは、知的障害者・精神障害者及び発達障害者を対象に基礎的なビジネスマナーや模擬面接等、就職活動を行う上で必要なノウハウを習得します。

職場体験実習事業では、職場体験実習受入れ企業を拡充するため、企業開拓を行う障害者雇用支援アドバイザーの配置の他、職場体験実習を希望する方と実習協力企業との面談の場である職場体験実習面談会の開催、実習生に対する保険料の補助などの取組みを行っております。

平成25年度から、障害者雇用支援アドバイザーを1名増員するとともに、障害者を雇用したことがない中小企業等が職場体験実習を行う場合や、既に障害者を雇用している企業が、雇用している障害者の方とは異なる障害種別の方の職場実習を行う場合などは、実習に必要な諸経費の助成を行っております。

- (3) 相談体制を整備し、効果的な職業訓練および職場実習制度をさらに充実させてください。

回答:(雇用就業部 就業推進課)

平成25年4月に、東京障害者職業能力開発校において発達障害者や精神障害者を対象とした職域開発科を設置し、訓練を開始したところです。職域開発科では、社会生活技能の訓練を中心に、「事務」または「物流・サービス」のどちらかのコースを選択して職業に必要な技能を習得します。

また、訓練中から就職後の職場定着までフォローできるよう生活指導相談員、障害者就職支援推進員や職場定着支援員などを配置しております。今後も発達障害者の方を支援していけるよう着実に訓練を運営してまいります。

また、産業労働局では平成15年度より知的障害者を対象に都庁内での職場体験実習を開始し、平成19年度からは精神障害者も対象として実施しているところです。

加えて東京しごと財団における職場体験実習事業では、就職支援アドバイザーが受け入れ企業の開

拓および障害者に適した仕事の切り出しについての助言など、実習生を受け入れるための準備を行っています。

平成25年度につきましては、障害者雇用支援アドバイザーをさらに1名増員し、職場体験実習受け入れ企業の拡大を図ってまいります。加えて障害者を雇用したことのない中小企業等が職場体験実習を行う場合や、すでに障害者を雇用している企業が、雇用している障害の方とはまた異なる障害種別の方の職場実習を行う場合などには、実習に必要な諸経費の助成等も行っております。この実習経費の助成では、初めて障害者の方の実習を受け入れるという企業については、実習生一人につき6万円助成しております。同じく、今雇用している障害の方とは別の障害種別の方の職場実習を行う場合にも6万円の助成を行っております。すでに障害者雇用のノウハウがありアドバイザーの支援なしに、実習生の受入れが可能な企業については、3万円の助成を、今年度から開始しています。

また、千代田区飯田橋にあります東京しごとセンターでは、障害者就業支援情報コーナーが設置しており、こちらでは障害者・事業主・支援機関等に対し、障害者就業に関する情報提供を行っております。

2. 東京都における障害者雇用の推進について

- (1) 東京都庁内において、障害者枠での発達障害者の雇用を総務局に積極的に働きかけてください。民間企業では障害者雇用率2%が義務付けられています。

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局では、知的障害および発達障害等の方を対象とした雇用のチャレンジ事業を平成20年度から開始しました。これまでの5年間で20名の雇用実績があります。平成25年度は従来の臨時職員としての雇用に加え、新たに期間1年の非常勤職員制度を導入し、知的障害の方2名を雇用しました。個々人の障害特性や準備性にあった制度の活用を促し、一般就労に繋がるような支援を引き続き実施してまいります。

障害者枠での雇用については、要望の主旨を総務局に伝えると共に、情報収集に努めてまいりたいと考えています。

チャレンジ雇用の受け入れ実績では、平成24年度までではありますが、知的障害の方・精神障害の方、概ね半々の割合で受け入れてきていますが、ここ1~2年は、精神障害の方が、知的障害の方より多くなってきています。その精神障害の方の中には、発達障害をお持ちの方もいるという状況です。

3. 企業に対する啓発事業の推進について

- (1) 企業に向けた普及啓発セミナー等を引き続き実施し、啓発事業を推進してください。

回答:(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局では、障害者雇用促進のために東京しごと財団において、中小企業向けの普及啓発セミナーや、障害者を雇用している企業への見学会、企業間での障害者雇用に関する情報を交換する障害者雇用企業等情報連絡会を開催しています。

また、平成20年度より教育庁、福祉保健局と連携して、企業向けの障害者雇用普及啓発セミナーを開催しています。平成24年度は教育庁、産業労働局、福祉保健局それぞれがセミナーを企画し、合計で582名の参加がありました。

平成25年度の産業労働局につきましては、年明け3月に企業向けの普及啓発セミナーを予定しています。

4. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実について

- (1) 発達障害者の支援に従事する専門的人材の育成を行うための研修会を引き続き実施し、さらに充実させてください。
- (2) 地域における就労支援ネットワークの整備に関して、法人会や商工会等にも、LD等発達障害についての啓発普及活動を推進してください。

回答：(雇用就業部 就業推進課)

産業労働局では、障害者雇用の理解促進を図るため、障害者雇用制度、障害者に対する配慮事項や障害特性等を分かりやすく解説した「障害者雇用促進ハンドブック」を作成し、ハローワークや就労支援機関、経営団体等に配布し、普及啓発に努めている他、各種セミナーの開催や企業および関係機関との会議の場などを通じて、障害者雇用の理解・促進を図っています。

今後も、国の組織である東京労働局やハローワーク、都内の障害者就労支援センター等と連携を図り、様々な機会を通じて、事業主の方等への障害者雇用の促進について理解をいただくよう努めてまいります。

専門的人材の育成についての要望に対しては、私共では直接的な専門的人材の支援というものは実施しておりません。ハンドブック等を活用した普及啓発という形で取り組みをすすめてまいります。

質疑応答 Q&A

Q：(にんじん村) 能力開発校の中の職域開発科には何人が在籍していますか。

A：(雇用就業部 就業推進課)

6ヶ月コースで、4月からの6ヶ月と10月からの6ヶ月となっています。入校生は4月からのコースに9名(精神障害4名・発達障害5名)、10月からのコースに8名入校しています。

Q：(けやき) 定員については、今後増やす予定はありますか。

A：(雇用就業部 就業推進課)

平成24年度までは、別の訓練科目の中に精神障害の方を受け入れるという試験的な取り組みをおこなってきたところの新規科目の設置ですので、当面はこのままの定員で行っていきます。実情における課題を取りまとめた判断になるかと思えます。

始まったばかりの訓練ですので、実情に沿ってカリキュラムの見直し等随時行っていくかと思われます。

Q：(けやき) 「障害者雇用促進ハンドブック」について、私立やフリースクールへの配布はありますか。

A：(雇用就業部 就業推進課)

私立校については、要望があればお送りすることがあります。毎年必ずお送りするのは都立高校に限っています。ただし、私立や区立の特別支援学校には送っています。

ハンドブックについては、さまざまな団体や教育機関から追加での要望・依頼があった場合は、基本的に配布しています。

Q：(にんじん村) 障害者雇用支援アドバイザーをさらに1名増員されたとのことですが、現在は何名いるのですか。さらに今後の増員予定はありますか。

A：(雇用就業部 就業推進課)

2名です。平成24年度にはじめて1名設置しましたので、25年度にまた1名ということです。

職場体験実習事業の機会を増やすためのものですので、そういった要望が多ければといったところですが、今の時点では明確に来年度増えるとは言えません。

Q:(にんじん村) 職場体験実習事業の制度を利用したい時には、どのような手順がありますか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

基本的には、対企業向けに助成金を払っているのですが、企業側から職場体験実習を行いたいということで、東京しごと財団の方にご相談いただければ、アドバイザーが現場にお伺いして(就労支援機関に登録されている障害者の方が多いのですが)就労支援機関の方に、こういう実習先があるのですが、どなたか行く人はいないですか?という形で間を取り持つということもあります。

このような丁寧な支援と併せて、職場体験実習面談会ということも開催していて、職場体験実習を受け入れたい企業と、実習に行きたい障害者の方に会場に来ていただいて、それぞれに面談していただく場も設けております。最近では、そちらでの職場体験実習成立が多くなっています。

Q:(けやき) 学生のうちに体験することはできますか。卒業前に早めに経験する事が効果的だと思います。

A:(雇用就業部 就業推進課)

厳密にいうと制度的にはダメということはないと思います。学生のうちは学校での実習があると思います。しごと財団のサービスは、就労支援機関に利用登録していただき、支援機関の方を通じて紹介していただくこととなりますので、学校や(もし登録しているなら)支援機関と一度相談してからの方がいいかと思います。

Q:(けやき) 特別支援学校では対応してもらえても、私立の高校では学校側の対応が難しいと思います。相談には乗ってもらえても、実習までには結びつかないという現状です。ぜひ、学生のうちから利用させてほしいです。

A:(雇用就業部 就業推進課)

就労支援センターの登録・利用が条件になります。学校ともよく話し合われた上で、個別の案件になると思いますので、就労支援センターに相談してください。

Q:(けやき) 精神福祉手帳を取得した場合には、職種によっては利用し辛いということもあります。相談先がないということもあります。

A:(雇用就業部 就業推進課)

私共は雇用される段階になってからの政策分野の所ですので、学校教育や市町村支援にはくわしくないのですが、雇用の助成制度も少し見直されてきていて、従来からあるものですが、採用に当たって発達障害と難病の方を採用した場合に助成金が出るようになっていきますので、雇用する側も理解が広がっていけばいいと思います。

精神障害の中に含まれている障害という位置付けになっていきますが、実際に企業が受け入れる場合には、障害名を。また私共がご案内する企業には、こういう方ですという事はお伝えして、理解していただけるような形での事業支援をしております。



Q:(にんじん村) 4月から労働契約法が改正され、5年を待たずに解雇するような悪質なケースもあると聞きます。東京都での対応をお聞かせください。

A:(雇用就業部 就業推進課)

それについては、労働条件になってきます。都内に労働相談情報センターが6ヶ所あり、労働者および事業主の両方の相談を受けております。そちらで雇用契約に関することについては相談をお聞きして、違反があれば労働基準監督署に連絡または相談するようにお話し、またご本人が望めば東京都の相談員が企業に連絡を取って、話し合いの場を設けたり、解決の手伝いをするといったサービスもやっています。相談内容については、雇用期間の問題、セクハラ、職場内のいじめ等多岐に渡っています。

企業に連絡を差し上げる事を斡旋という言葉を使っていますが、そういったサービスも労働相談の方で行っています。今後、法改正に伴う細かい指針が出てくるかと思っておりますので、そういったものと照らし合わせて相談に対応する事になってくるかと思っております。

聞くとところによりますと、ご本人様が対事業主に言う事を、あまり望まれないというケースがあるようです。色々のご事情を汲んでの対応になってくるかと思っております。

Q:(にんじん村) 障害者雇用率2%が義務付けられていますが、この中にはパート・アルバイト等もカウントされるということでしょうか。また、障害者職業センターで「重度判定」を受けた場合はどのような扱いでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

労働時間によって、障害者雇用率をカウントしています。働き方という意味ではパート等でも雇用率に入ります。20～30時間の短時間であれば、雇用率0.5(人)としてカウントします。

企業からの届け出によって、計算方式が変わってしまいますので、実人数が出難いのが現状です。職業センターでの「重度判定」については、1.0(人)カウントですが、個別の案件になります。

Q:(にんじん村) 都では、第3類として身体障害に対しては雇用があるが、知的や精神障害(発達障害)に対しても雇用していただけるよう、総務局に働きかけてください。

A:(雇用就業部 就業推進課)

皆様からのお声も聞き、意見交換等していきたいと思えます。

Q:(にんじん村) 企業向けセミナーについて、企業からはどれくらいの参加がありましたか。また、今後毎年続けられますか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

各企業からは、1～2名というところでは。

来年度も実施の予定では。教育庁では、特別支援学校・インターンシップの取り組みを紹介する内容となっており、福祉保健局では、就労支援センターの活用の仕方や支援内容をより深く企業に知っていただくというセミナーになっています。産業労働局では、雇用事例として、実際に雇用した企業の視点からの内容のセミナーを展開しています。

Q:(けやき) 発達障害者を雇用した際の助成金について、利用は増えていますか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

ハローワークでの案内はあるかと思えますので、今後増えていくかと考えています。

発達障害者、難治性疾患患者雇用開発助成金として、これに該当する方を雇用された企業の場合、一人当たり50万円(中小企業では135万円)。短時間労働の場合は30万円(中小企業では90万円)。精神障害の方の雇用も増えてきています。その中で発達障害の方の採用も延びてきています。企業の意識が変わってきているのも事実では。

Q:(雇用就業部 就業推進課) 学校教育が終わる段階での進路指導は、どのような状況では。

A:(けやき)

(通っている)チャレンジスクールでは、それなりの教育(1年から卒業まで必修のキャリア教育、希望者にインターンシップ等)を受けることができたと思えます。普通科では職業訓練は受けられたかどうかわかりません。

Q:(雇用就業部 就業推進課) 障害をオープンにされていますか。

A&Q:(けやき)

個々のお子さんによって違えます。オープンにされている方は、障害者職業訓練校に進む方もいます。普通科より、工業科等に進まれた方が先生方の対応も良かったということも聞きます。

就労支援センターに伺った時に、在学中は学校でということをおっしゃいました。在学中からの職業訓練や相談が本当に必要では。

A:(雇用就業部 就業推進課)

就労支援センターが、在学中は学校優先ということでお対応されたのではないかと想像しますが、実際に就労するにあたっては、企業側からも就労支援センターを利用しているということが一つの条件になっていますので、センター利用されていない方には、利用(登録)してくるようにお伝えします。

就職活動の段階にまで行かないと、具体的に話が進まないということもあるかもしれません。

訓練校でも、訓練中(在学中)に登録を勧めるよう話しています。

Q:(けやき) 本人自身が内容理解や自分に向いているかどうかを確認できることが大切なので、事前に経験できる場所や訓練(幅広いチャレンジ)がほしいです。体験の場を増やしてください。

A:(雇用就業部 就業推進課)

教育現場での職業教育が理想です。東京労働局も学校と連携して、体験の場を増やす動きがあると聞いています。すべての学校ではなく、まずは特別支援学校からという様です。

学校との連携については、事前の道ができていないと個別の取り組みになっていますので、なかなか進まないかと思えます。

A&Q:(にんじん村)

通信制のサポート校では、就職先は自分で探してくるよう指導されました。地域の就労支援センターに登録することを見越していたので、スムーズに移行できましたが、最初から学校側の就職指導は期待できませんでした。

A:(雇用就業部 就業推進課)

十代の方のハローワーク窓口は、新卒の方と一緒に、一般の方の窓口とは別です。そちらでは少しはしっかりとお話が聞けるかと思えます。その窓口がいいのか、障害雇用の窓口がいいのかは何とも言えませんが、ハローワークにもサポートする人材が配置されていますので、相談しやすくなっています。より分かりやすく、情報発信していきたいと思えます。

.....

以上